

「地方消費者行政活性化基金」のより効果的な活用に向けて

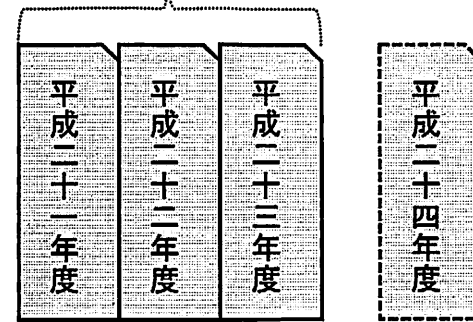
平成22年7月21日
消費者庁

「期限」

○「取崩し」の期限を「1年延長可能」に。

- ・「集中育成・強化期間」(平成21～23年度)に消費者行政強化に取り組むという原則は維持。
- ・「基金」関連事業の立ち上がりの遅れ等に鑑み、消費者行政活性化のために更なる期間が必要な自治体については、1年延長して改訂された「活性化計画」を消費者庁に提出。
- ・その上で、「基金」の取崩しについては、1年延長して平成24年度まで可能に。

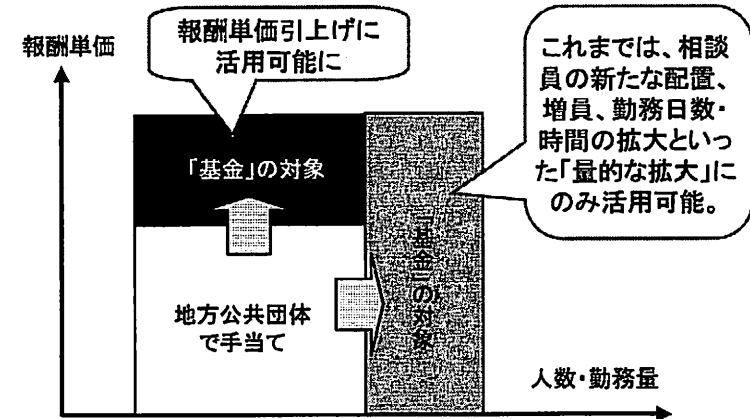
「集中育成・強化期間」



「使途」

○消費生活相談員の報酬引上げに活用可能に。

- ・「あっせん」を要する事案の増加・複雑化、新人相談員等への「助言・指導」など、消費者庁創設に伴う業務の質の変化に対応して、相談員の処遇改善(報酬引上げ)にも「基金」を活用可能に。



○賃料、リースに活用可能に。

- ・事務所賃料、パソコンなど事務用機器のリースにも「基金」を活用可能に。

取崩し「金額」

○取崩し限度の「2分の1基準」は維持。

○「2分の1基準」の適用との関係で、消費者行政予算の積算や確定方法について、事務的な運用細則により改善を図る。

- ・地方公共団体の消費者行政予算の金額の積算方法に関しては、専任職員の配置、非常勤職員の正規職員としての採用等といった地方公共団体の自助努力を「消費者行政予算」の計上に反映することによって、「基金」の取崩し額が拡大するよう改善を図る。

